

「土砂災害警戒区域指定」の説明会を行います

「がけ崩れ、地すべり」などのおそれのある区域を土砂災害防止法に基づき、沖縄県が「土砂災害警戒区域」として指定します。

土砂災害防止法は、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命・身体を守るために、土砂災害が発生する恐れがある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備などのソフト対策（土木工事によらない対策）を推進しようとするものです。

なお、本説明会は今後の工事实施の説明会ではありません。

県が「土砂災害警戒区域」を指定すると



市町村が土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように「警戒避難体制」の整備を図ります。

日時

日時：平成29年2月21日(火) 19時00分～

場所：武富公民館（糸満市字武富16番地）

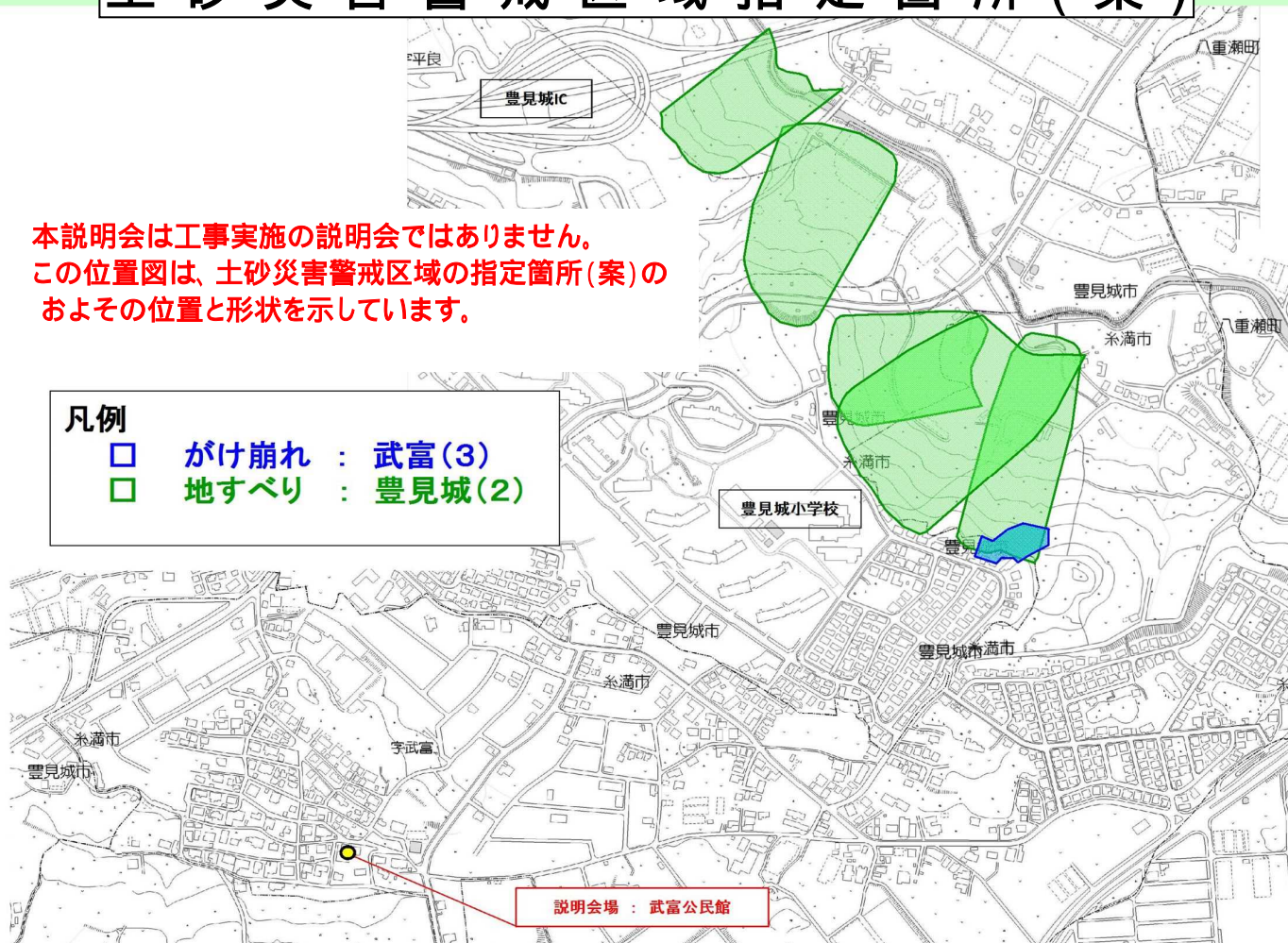
区域指定箇所(案)

土砂災害警戒区域指定箇所(案)

本説明会は工事实施の説明会ではありません。
この位置図は、土砂災害警戒区域の指定箇所(案)のおよその位置と形状を示しています。

凡例

- がけ崩れ : 武富(3)
- 地すべり : 豊見城(2)



詳細な区域をお知りになりたい方は、沖縄県南部土木事務所ホームページの最新情報にある本説明会案内ページに「指定区域の案」を掲示していますのでご確認下さい。

【沖縄県南部土木事務所のホームページ】

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/doboku-nan/index.html>

対象区域に関する問い合わせ

沖縄県南部土木事務所 計画調査班 TEL 098-869-1788

説明会に関する問い合わせ

糸満市 市民生活環境課 防災担当 TEL 098-840-8245